

高岡地区広域圏事務組合公害センター石綿事前調査業務委託 仕様書

- 1 業務名称 高岡地区広域圏事務組合公害センター石綿事前調査業務委託
- 2 業務場所 高岡市長慶寺 地内
- 3 業務概要と目的

本業務は、高岡地区広域圏事務組合（以下「組合」という。）が所有する、高岡地区広域圏事務組合公害センター建屋において、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条に基づき、建築物に使用されている建材や設備等の石綿含有製品について、既存図面、資料のほか、現地での目視確認調査を行い、石綿等の使用の有無について調査し、調査内容を書面に記録・整理し調査報告書として取りまとめるものである。なお、調査には、石綿含有の有無の証明ができない箇所について追加調査として行う試料採取・定性分析及びその結果の報告も含むものとする。

- 4 履行期間 契約締結日から令和4年8月31日まで
- 5 調査対象建築物

建屋本体 RC造2階建て 陸屋根 延べ床面積 322.62㎡ 昭和48年新築（平成8年一部改修）
附属建屋 ポンベ小屋 昭和48年新築

- 6 主任技術者

受託者は、本調査の主任技術者を定め、組合の承諾を得るものとする。なお、主任技術者は、特定建築物石綿含有建材調査者、建築物石綿含有建材調査者又はアスベスト診断士等の資格を有し、石綿に関し一定の知見があり、本業務の受託業務遂行にあたり的確な判断ができる者をもって充てなければならない。

- 7 業務内容

（1）石綿含有建材事前調査－書面調査、現地目視調査

① 書面調査

・書面調査は、設計図書や補修時の記録などのほか、関係者に対する聞き取りにより、出来る限り多くの石綿使用の有無に関係する情報を得て、現地での目視による調査（以下「現地目視調査」という。）を効率的・効果的に実施ができるよう、工事概要や建築物等に関する情報、建築物等に使用されている個々の建材の情報を整理するものとする。書面調査における特記事項は次のとおりである。

i 書面調査にあたり組合から受託者に提供可能な図面等は別紙1のとおりである。契約時に組合から受託者に貸与する。

ii 過去に石綿含有建材の調査を行った経緯はない。また、処理（除去、封じ込め、囲い込みなど）の履歴もない。

・建築物の基本的な構造のほか、各箇所における改修の有無、改修があるときは、その時期等について概要的な整理を行ったうえで、使用されている建材の種類等について確認を行う。

・個々の建材の石綿含有の有無について、次により建材の特定（商品名等）及び当該建材の石綿含有情報との照合による石綿含有の有無の仮判定（想定）を行う。

i 建材の製造時期や材質による判定

石綿の製造・使用等の禁止（平成18（2006）年9月1日）以降に着工した建築物・工作物（又はその部分）は、原則として石綿含有なしと判断できる。また、例えば、ガラス、金属、木材に石綿が含有していることはないが、これらに石綿が付着していることがあるので注意を要する。

ii 石綿（アスベスト）含有建材データベースによる判定

国土交通省及び経済産業省が公表しているデータベースは、建材メーカーや加工メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造時期、石綿の種類・含有率等の情報を検索できる。ただし、データベースには、すべての石綿含有建材が掲載されているものではないことから、データベースに存在しないことを以て石綿含有なしの証明としてはならない。

iii 団体・メーカー資料による判定

建材の石綿含有の有無に関するメーカー情報等としては、建材メーカーが自社のウェブサイトにおいて情報を公開、個別の問い合わせに回答していることがある。なお、メーカー証明により石綿含有なしと判断する場合は、無含有証明において対象としている石綿が6種類（クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・トレモライト・アクチノライト・アンソフィライト）すべてであること及び石綿含有率が0.1%以下であることを要する。

・書面調査で得られた情報について、現地目視調査で効果的に活用できるよう、整理する。目視調査の作業用資料として漏れがなく、的確な調査判断と現場での記録を確実に行うことができるよう建材リストとして取りまとめるものとする。

・建材リストをもとに、現地における建材確認、試料採取などの実施順序や流れをとりまとめた現地目視調査計画を作成し、監督員に提出すること。なお、調査対象建築物は現在使用していないので日程上の制約は特にないが、調査予定期日について監督員と事前の協議を行うこと。

② 現地目視調査

・設計図書等の書面は石綿含有建材の使用状況に関する情報を網羅しているものではなく、また、施工時の変更や把握できてない改修がある場合もあり得るので、石綿の使用状況を網羅的に把握するため、現地において次の点に留意した目視調査を行う。

i 内装のほか下地等の内側等の外観からでは直接確認できない部分を含め、建材の使用箇所（各部屋・各部位等）に漏れがないようにする。

ii 各部屋のほか、パイプスペース、煙突、改修により遮断された空間に注意し、各部屋等を網羅すること。

iii 床、幅木、腰壁、垂れ壁、天井、懐などに加えて、取り合い部、金属パネル裏打ち、配管貫通部等の各部位を網羅すること。

・次により建材等の種類や石綿含有の有無等を判断する、又は石綿含有とみなす。

i 建材等の種類等を判断する（例：ロックウールかグラスウールか）

ii 同一と考えられる建材の範囲を判断する（例：改修の有無）

iii 建材の商品等を特定する（裏面の表示等の情報を読み取る）

iv 建材の石綿含有の有無を判断する（特定した商品等と、データベースや団体・メーカー等の石綿含有情報と照合する。）

※書面調査で特定した商品等と同じであれば、改めて判断することは不要

・建材の種類や石綿含有の有無・不明の根拠等を記載し、調査結果の現場記録を作成する。

・調査箇所の漏れを防止する観点から、調査した箇所を写真や図面その他の書類に記録していき、調査の終了時に漏れがないか確認する。なお、解体工事が進捗しないと調査ができない箇所が認められたときは、現場記録に明記する。

・現地目視調査を踏まえ、建材の石綿含有の有無を判断する。判断は、ア 読み取った建材情報と各種情報との照合による判断、イ 分析による判定、ウ 石綿含有みなしと取り扱うことにより行うものとする。

(2) 石綿含有建材事前調査—追加調査（アスベスト定性分析調査）

石綿含有建材事前調査 書面調査、現地目視調査の結果に基づき、分析を行うこととなった建材について、受託者が試料を採取し、対象種の6種類（クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・トレモライト・アクチノライト・アンソフィライト）について定性分析を行うものとする。

① 試料の採取

・試料の採取は、目的とする分析対象を採取できるよう同一材料と判断される建築材料ごとに、代表試料を選定し、採取しなければならない。具体的には、現地での目視調査において同一と考えられる範囲を適切に判断し、試料採取において建材にムラがあることを考慮しなければならない。

・試料採取箇所の判断を適切に行う観点から、石綿に関し一定の知識を有し、的確な判断ができる者が採取箇所の判断を行うものとする。

・試料の採取方法は、次のとおりとする。

ア 試料採取する箇所は目立たない箇所で行うこと。

イ 試料採取にあたっては、粉じんの飛散等の防止措置を講じたうえで、周囲に十分注意を払うこと。

ウ 試料の採取方法については、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（平成30年3月厚生労働省）」に基づき実施すること。

エ 採取箇所は1か所にまとめず、分散した3か所以上から採取すること。

オ 採取にあたっては、次のとおり写真で記録をすること。

(ア) 採取前の採取対象箇所が特定できるもの。

(イ) 採取作業箇所がわかるもの。

(ウ) 採取直後の採取試料がわかるもの。

・採取した試料は、密封できる容器に入れて採取年月日、採取場所等の必要事項を記載して搬送、保管すること。

・試料を採取したあとは、次の点に留意し、暴露しないよう必要な措置を講じること。

ア 採取の復旧に際しては、無石綿の材料を使用すること。

イ 接着剤を使用する場合は、ホルムアルデヒド等のVOC（揮発性有機化合物）が含まれているものは避けること。

ウ シーリング材の採取箇所は市販のシーリング材にて簡易に修復すること。

・受託者の責により、建物等に損傷を与えた場合は、受託者にて早急な現状復帰を図るものとし、これに関わる経費についても受託者が負担すること。

② 分析方法

・本分析については、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（平成30年3月厚生労働省）」、「JIS A 1481-1：2016」－第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法及び「JIS A 1481-2：2016」－第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法」により行うこと。

・本分析に従事する者は、令和2年厚生労働省告示第277号によりその要件が明示された、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者に相当する者をもって充てること。

③ 分析結果報告書作成

定性分析結果報告書の作成は、「石綿障害予防規則第3条第2項に基づく石綿分析結果報告書」の統一様式にて作成すること。

(3) 石綿含有製品を使用した設備（特定工作物除く。）事前調査 書面調査、現地目視調査

石綿含有製品を使用した空調機他電化製品設備の事前調査は、(1)と同様に、設計図書等の資料を基礎資料として、現地目視調査にて確認のうえ、当該調査の対象とした設備について製造会社へ石綿含有の有無に関する問い合わせを電話、E-mailにより行い、その結果をとりまとめるものとする。

(4) 報告書作成

報告書は、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（令和3年3月厚生労働省）付録I 事前調査の方法」及び「建築物石綿含有建材調査者講習の標準テキスト（厚生労働省）第4講座」に基づき作成すること。

8 打合せ

打合せの時期及び内容は次のとおりとする。

第1回 業務着手時の業務内容確認

第2回 報告書作成時

このほか、必要な場合は別途実施する。また、関係各所への調査内容の協議時は出席し、内容説明等行うものとする。

9 特記事項

- (1) 着手にあたっては、工程表を事前に提出し監督員と打合せを行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり労働安全衛生法その他関係法令に従い、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。

10 成果品

- (1) 報告書（石綿使用箇所を図式化した資料含む） 2部
- (2) PDFデータ（CD-R） 1部
- (3) その他必要となる資料 一式

11 成果品の瑕疵

業務完了後、成果品に瑕疵が発見された場合、組合の指示に従い必要な処置を受託者の負担において行う。

12 守秘

受託者は本件の業務を処理する上で取得し、又は知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

13 成果品の取り扱い

成果品の著作権に係る使用权は、組合に移譲するものとする。

14 疑義

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、監督員と受託者で協議のうえ決定する。